

関東地方整備局（港湾空港関係）オープンカウンター方式試行実施要領

（目的）

第1条 この要領は、関東地方整備局東京港湾事務所（以下、「当所」という。）が実施するオープンカウンター方式により契約を行う場合の取扱について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 オープンカウンター方式とは、当所が会計法（昭和22年3月31日法律第35号）第29条の3第5項に基づき実施する随意契約（以下、「少額随意契約」という。）において、見積書を徴取する相手方を特定することなく見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

（対象）

第3条 本要領は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第二号から第七号までに規定するもののうち、本方式によることが適当であると認められるものを対象に試行する。

（参加資格）

第4条 見積合わせに参加できる者は、次の各号に該当する者とする。

- 一 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 二 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、競争参加を希望する地域を「関東・甲信越地域」として競争参加資格を有している者又は当該競争参加資格を有していない者にあつては見積書提出期限までに競争参加資格の認定を受けていることを証明できる者であること。ただし、競争参加資格を有しない者でも、過去の実績等により十分な履行能力が証明できる場合に、参加を認める場合がある。なお、契約締結時において固有の免許や資格の保有等を課す場合があるため、「オープンカウンター方式による見積依頼の公示」に定められた参加資格を確認すること。
- 三 見積書の提出期限の日から見積合わせ実施日までの期間に関東地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- 四 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 五 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 六 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

(見積書の提出)

第5条 オープンカウンター方式に基づく見積りに関する諸条件は以下のとおりとする。

- 一 オープンカウンター方式による少額随意契約を行う場合は、当所において見積依頼の公示を庁舎内に掲示、ホームページに掲載及び電子調達システムに掲載することをもって見積依頼とする。なお、希望があれば仕様書等を契約担当窓口において交付、FAX及び電子メールでの送付を行うものとする。
 - 二 見積合わせに参加を希望する者は、本要領及び当所が提示する見積依頼の公示、仕様書等を熟読のうえ見積りしなければならない。
 - 三 紙により見積書を提出する場合は、見積書の様式は任意とするが（ただし、見積依頼において様式及び記載方法等が示されている場合を除く）、記載する金額は調達物品等の価格のほか、納入場所への輸送費等の諸経費を加算した金額に、消費税及び地方消費税を含めた調達に要する一切の費用の合計金額を記載し、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が示した日時までに提出しなければならない。
 - 四 見積書の提出にあたっては、電子調達システムによる場合を除き、見積書を封筒に入れ、封印の上、封皮に件名及び提出者名、見積書在中の旨を明記し、持参、郵送により提出すること。なお、見積書提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。
 - 五 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。
 - 六 見積りに際し、納入を行う物品等は仕様書等で示す規格等と同等以上とする。ただし、仕様書等で示す規格等と異なる規格で見積りを行おうとする場合は、見積書の提出前に、その規格等が仕様を満たすかを契約担当課まで照会すること。照会のない規格外の見積りであった場合は、見積書は無効とする。
- 2 見積参加者は、代理人をして見積りをさせるときには、その委任状を契約担当官等へ提出しなければならない。
 - 3 見積参加者又は見積参加者の代理人は、当該見積合わせに対する他の見積参加者の代理をすることはできない。
 - 4 見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
 - 5 見積参加者は、他の見積参加者と見積意思、見積価格又は見積書その他契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に見積価格を定めなければならない。

(見積合わせ)

第6条 見積合わせは、公示に記載した日時に行う。その際、見積参加者の立ち会いは求めないものとする。

- 2 提出された見積書のうち、予定価格の制限に達した価格の見積が無いときは、見積に参加した者に対して、再度の見積書の提出を求めることがある。
- 3 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は再度の見積によっても予定価格の制限に達した価格の見積がないときは、当該見積合わせは不成立とする。この場合においては、当所において別途選定した者に見積を依頼し、見積合わせを行うこと

ができるものとする。

(見積りの無効)

第7条 次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。

- 一 参加資格のない者が行った見積り
- 二 本要領及び当所が提示する見積り依頼の公示、仕様書等による要件を満たしていない者が行った見積り
- 三 委任状を提出していない代理人のした見積り
- 四 代表者の記名及び押印を欠く見積り（電子調達システムによる場合を除く）
押印を省略する場合は余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。
- 五 金額を訂正した見積り
- 六 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積り
- 七 明らかに連合によると認められる見積り
- 八 同一人の見積りで金額の異なる二通以上の見積り
- 九 電子調達システムを利用するための IC カードを不正に使用した者の見積り
- 十 同一事項の見積り合わせについて他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の見積り
- 十一 前各号に掲げるほか、当所の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していない見積り

(契約の相手方の決定)

第8条 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積り価格で、当所に最も有利になる見積りを行った者を契約の相手方とする。

- 2 契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が二人以上あるときは、以下によりくじ引きで契約の相手方を決定するものとする。
 - 一 同価格の見積りをした者が電子による見積り事業者のみの場合
電子による見積り事業者が入力した電子くじ番号をもとに電子くじを実施の上、契約の相手方を決定するものとする。
 - 二 同価格の見積りをした者が電子による見積り事業者と紙による見積り事業者とで混在する場合
電子による見積り事業者が入力した電子くじ番号及び紙による見積り事業者が任意で設定した電子くじ番号をもとに電子くじを実施のうえ、契約の相手方を決定するものとする。
 - 三 同価格の入札をした者が紙による見積り事業者のみの場合
紙くじを実施のうえ、契約の相手方を決定するものとする。くじ引きの日程は電話等で速やかに通知する。くじ引きに参加することができない場合は、その者に代わって当所の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- 3 見積り合わせの結果は、電子による見積り事業者には電子調達システムにより通知し、紙による見積り事業者には後日、当所閲覧室及びホームページ上で公開する。

(契約の締結)

第9条 契約の相手方は、契約書の作成を要する場合には、契約担当官等から交付する契約書案に記名押印し、契約の相手方に決定された日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）にこれを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。なお、契約書は2通作成し、当所と契約の相手方の両者が記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

- 2 契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、当該見積りはその効力を失うものとする。
- 3 契約の相手方は、契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方に決定された後、速やかに請書を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。
- 4 契約の相手方が契約を結ばないときは、損害賠償の請求を行うことがある。

(その他)

第10条 この要領に基づき見積書を提出した者は、見積書の提出後に本要領、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- 2 見積書の作成及び提出等に係る費用は、すべて見積合わせに参加する者が負担するものとする。
- 3 当所の都合により、見積合わせを取りやめることがある。
- 4 契約の相手方を決定するために、見積参加者に対し参考見積書や追加資料等の提出を求める場合がある。
- 5 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 6 契約の相手方が、正当な理由なく契約を結ばない、業務を履行しない等の不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止等を行うことがある。

(附則)

本要領は、令和 3年 1月 1日から適用する。